

ランク区分の見直しの基礎とする指標案(平成 28 年度)

I 所得・消費関係

- ① 1人当たりの県民所得
「県民経済計算年報」内閣府（平成 21～25 年）
- ② 雇用者 1人当たりの雇用者報酬
「県民経済計算年報」内閣府（平成 21～25 年）
- ③ 1世帯 1月当たりの消費支出（単身世帯）
「全国消費実態調査」総務省（平成 26 年）
- ④ 消費者物価地域差指数
「小売物価統計調査」総務省（平成 25～27 年）
- ⑤ 1人当たり家計最終消費支出
「県民経済計算年報」内閣府（平成 21～25 年）

II 給与関係

- ⑥ 1人 1時間当たり所定内給与額（5人以上）
「賃金構造基本統計調査」厚生労働省（平成 23～27 年）
- ⑦ 常用労働者 1人 1時間当たり所定内給与額（5人以上）
「毎月勤労統計調査 — 地方調査」厚生労働省（平成 22～26 年）
- ⑧ 常用労働者 1人 1時間当たり所定内給与額（中位数）（1～29 人（製造業 99 人））
「最低賃金に関する基礎調査」厚生労働省（平成 24～28 年）
- ⑨ パートタイム労働者 1人 1時間当たり所定内給与額（5人以上）
「賃金構造基本統計調査」厚生労働省（平成 23～27 年）
- ⑩ 1人 1時間当たり所定内給与における第 1・十分位数（5人以上）
「賃金構造基本統計調査」厚生労働省（平成 23～27 年）

- ⑪ パートタイム労働者 1 人 1 時間当たり所定内給与における第 1・十分位数（5 人以上）
「賃金構造基本統計調査」厚生労働省（平成 23～27 年）
- ⑫ 常用労働者 1 人 1 時間当たり所定内給与における第 1・十分位数（1～29 人（製造業 99 人））
「最低賃金に関する基礎調査」厚生労働省（平成 24～28 年）
- ⑬ 新規高校学卒者の初任給（10 人以上）
「賃金構造基本統計調査」厚生労働省（平成 23～27 年）
- ⑭ 地域別最低賃金額
厚生労働省（平成 24～28 年）

Ⅲ 企業経営関係

- ⑮ 1 事業従事者当たり付加価値額（製造業）
「経済センサスー活動調査」総務省（平成 24 年）
- ⑯ 1 事業従事者当たり付加価値額（建設業）
「経済センサスー活動調査」総務省（平成 24 年）
- ⑰ 1 事業従事者当たり付加価値額（卸売業，小売業）
「経済センサスー活動調査」総務省（平成 24 年）
- ⑱ 1 事業従事者当たり付加価値額（飲食サービス業）
「経済センサスー活動調査」総務省（平成 24 年）
- ⑲ 1 事業従事者当たり付加価値額（サービス業）
「経済センサスー活動調査」総務省（平成 24 年）

企業経営関係指標の産業の範囲について

⑮製造業

○産業大分類「製造業」

⑯建設業

○産業大分類「建設業」

⑰卸売業，小売業

○産業大分類「卸売業，小売業」

⑱飲食サービス業

○産業大分類「宿泊業，飲食サービス業」のうち、「宿泊業」以外

⑲サービス業

○「サービス業基本統計調査」の対象産業の範囲と可能な限り同範囲となるよう経済センサス活動調査における産業分類により集計

具体的な産業の範囲は以下のとおり

(1) 産業大分類「サービス業（他に分類されないもの）」のうち

「廃棄物処理業」 「自動車整備業」 「機械等修理業」

「職業紹介・労働者派遣事業」 「その他の事業サービス業」

「その他のサービス業」

(2) 産業大分類「学術研究，専門・技術サービス業」

(3) 産業大分類「生活関連サービス業，娯楽業」

(4) 産業大分類「不動産業，物品賃貸業」のうち

「不動産賃貸業・管理業」 「物品賃貸業」

(5) 産業大分類「医療，福祉」のうち

「保健衛生」 「社会保険・社会福祉・介護事業」

(6) 産業大分類「教育，学習支援業」のうち「その他の教育，学習支援業」

(7) 産業大分類「宿泊業，飲食サービス業」のうち「宿泊業」

(8) 産業大分類「複合サービス業」のうち「協同組合（他に分類されないもの）」